

当座勘定

令和2年4月1日現在

| 商品名 (愛称) | 当座勘定 (当座預金) |
|--|---|
| 販売対象 | ・個人および法人のお客様 (ただし、開設には当金庫の審査があります) |
| 期間 | ・期間の定めはありません。 |
| 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・随時預入 ・1円以上 ・1円単位 |
| 払戻方法 | ・小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合に支払います。 |
| 利息 | ・無利息 |
| 税金 | — |
| 手数料 | ・手形用紙、小切手用紙の発行について、別途当金庫が定める手数料が必要です。 ・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料が必要な場合があります。 |
| 付加できる特約事項 | — |
| 中途解約時の取扱い | — |
| 金利情報の入手方法 | — |
| 苦情処理措置 紛争解決措置 | ・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課(9時～17時、電話:073-432-7118)までお申し出ください。 ・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他参考となる事項 | ・公共料金等の自動支払いおよび配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・預金保険法が定める「決済用預金(※)」であり、預金保険制度により全額保護されます。 (※)「決済用預金」とは①無利息、②要求払い(随時払い戻しができること)、③決済サービス(口座振替等)が提供可能なこと、という3要件を満たす預金のことをいいます。 |